

## 道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案（概要）

### 1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）に定める自動車の登録及び検査の手続並びに自動車等の型式指定等の手続に係る手数料は、実費を勘案して政令で定めることとされている（法第 102 条）ことを踏まえ、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号。以下「令」という。）において各手数料の額を定めている。

今般、近年の人工費・物価の上昇への対応や、自動車の型式指定に係る不正行為の防止対策を講じるため、実費を勘案し、これらの手数料の額について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

国又は軽自動車検査協会（以下、「協会」という。）に納めなければならない登録及び検査の手続に係る手数料の額について、以下のとおり改定する（令第 1 条関係）。

		普通自動車等※ <sup>1</sup>	小型自動車	検査対象軽自動車
新規登録	完成検査終了証の提出がある自動車	窓口：1,300円 電子申請：700円	窓口：1,300円 電子申請：700円	
	その他の自動車	窓口：1,300円 電子申請：750円	窓口：1,300円 電子申請：750円	
変更登録		窓口：500円 電子申請：450円	窓口：500円 電子申請：450円	
輸出抹消仮登録		500円	500円	
一時抹消登録		窓口：500円 電子申請：450円	窓口：500円 電子申請：450円	
移転登録		窓口：700円 電子申請：600円	窓口：700円 電子申請：600円	
登録識別情報の通知		500円	500円	
輸出予定届出証明書の交付		500円	500円	500円
登録事項等証明書の交付	一両ごとに作成する証明書	現在記録事項：400円  現在記録事項及び詳細事項：1,200円※  ※詳細事項に係るもの枚数が 1 枚を超える場合、その超える枚数 1 枚ごとに 400 円を加算	現在記録事項：400円  現在記録事項及び詳細事項：1,200円※  ※詳細事項に係るもの枚数が 1 枚を超える場合、その超える枚数 1 枚ごとに 400 円を加算	
	二両以上の自動車について一括して作成する証明書	500円※  ※30両を超える自動車について一括して作成する場合、その超える自動車 30両までごとに 500 円を加算	500円※  ※30両を超える自動車について一括して作成する場合、その超える自動車 30両までごとに 500 円を加算	
情報提供業務	自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書に記載される登録情報	300円	300円	

	二両以上の自動車について一括して作成する登録事項等証明書に記載される登録情報	300円※ ※30両（自動車登録番号等を含まない場合は60両）を超える自動車に係る登録情報を請求する場合、その超える自動車30両（自動車登録番号等を含まない場合は60両）までごとに300円を加算	300円※ ※30両（自動車登録番号等を含まない場合は60両）を超える自動車に係る登録情報を請求する場合、その超える自動車30両（自動車登録番号等を含まない場合は60両）までごとに300円を加算	
	自動車検査証返納証明書の交付		【二輪の小型自動車】 450円	450円
法第72条の3の規定による証明書の交付	自動車一両ごとに作成する証明書		【二輪の小型自動車】 現在記録事項：400円  現在記録事項及び詳細事項：1,200円※  ※詳細事項に係るもの枚数が1枚を超える場合、その超える枚数1枚ごとに400円を加算	現在記録事項：400円  現在記録事項及び詳細事項：1,200円※  ※詳細事項に係るもの枚数が1枚を超える場合、その超える枚数1枚ごとに400円を加算
	二両以上の自動車について一括して作成する証明書		【二輪の小型自動車】 500円※  ※30両を超える自動車について一括して作成する場合、その超える自動車30両までごとに500円を加算	
自動車検査証の再交付	450円	450円	450円	450円
臨時検査合格標章の再交付	400円	400円	400円	400円
検査標章の再交付	400円	400円	400円	400円
自動車予備検査証の再交付	400円	400円	400円	400円
限定自動車検査証の再交付	400円	400円	400円	400円

※1 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車

国又は協会に納めなければならない検査手続に係る手数料の額について、以下のとおり改定する（令第2条関係）。

		普通自動車等※ <sup>1</sup>	小型自動車	検査対象軽自動車
新規検査	完成検査終了証の提出がある自動車	窓口：2,000円 電子申請：1,700円	【小型自動車（二輪のものを除く。）】 窓口：2,000円 電子申請1,700円  【二輪の小型自動車】 1,800円	窓口：2,000円 電子申請：1,700円
	保安基準適合証の提出がある自動車 <sup>※<sup>2</sup></sup>	1,600円	1,600円	1,600円
	限定自動車検査証の提出がある自動車	1,700円	1,700円	1,700円
	その他の自動車	2,500円	2,400円	2,400円
継続検査	保安基準適合証の提出がある自動車	窓口：1,700円 電子申請：1,450円	【小型自動車（二輪のものを除く。）】 窓口：1,700円 電子申請1,450円  【二輪の小型自動車】 1,500円	窓口：1,700円 電子申請：1,450円

	限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	1,500円	1,500円	1,500円
	限定自動車検査証の提出がある自動車	1,700円	1,700円	1,700円
	その他の自動車	2,200円	2,100円	2,100円
構造等変更検査		2,500円	2,400円	2,400円
予備検査	保安基準適合証の提出がある自動車 <sup>※2</sup>	1,600円	1,600円	1,600円
	限定自動車検査証の提出がある自動車	1,700円	1,700円	1,700円
	その他自動車	2,500円	2,400円	2,400円

※1 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車

※2 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む

自動車技術総合機構（以下、「機構」という。）が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、国に納めなければならない手数料の額について、以下のとおり改定する（令第3条第1項関係）。

**自動車1両につき600円**

機構が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、機構に納めなければならない手数料の額について、以下のとおり改定する（令第3条第1項関係）。

		普通自動車等 <sup>※1</sup>	小型自動車	大型特殊自動車
新規検査	限定自動車検査証の提出がある自動車 (限定保安基準適合証の提出がないものに限る。)	1,500円	【小型自動車(二輪のものを除く。)】 1,500円  【二輪の小型自動車】 1,100円	1,100円
	その他の自動車	2,300円	【小型自動車(二輪のものを除く。)】 2,200円  【二輪の小型自動車】 1,800円	1,900円
継続検査	限定自動車検査証の提出がある自動車 (限定保安基準適合証の提出がないものに限る。)	1,500円	【小型自動車(二輪のものを除く。)】 1,500円  【二輪の小型自動車】 1,100円	1,100円
	その他の自動車	2,000円	【小型自動車(二輪のものを除く。)】 1,900円  【二輪の小型自動車】 1,500円	1,600円
構造等変更検査		2,300円	【小型自動車(二輪のものを除く。)】 2,200円  【二輪の小型自動車】 1,800円	1,900円

予備検査	限定自動車検査証の提出がある自動車 (限定保安基準適合証の提出がないものに限る。)	1,500円	【小型自動車(二輪のものを除く。)】 1,500円  【二輪の小型自動車】 1,100円	1,100円
	その他自動車	2,300円	【小型自動車(二輪のものを除く。)】 2,200円  【二輪の小型自動車】 1,800円	1,900円

※ 1 小型自動車及び大型特殊自動車以外の自動車

国に納めなければならない型式指定及び特定改造等の許可の手続に係る手数料の額について、以下のとおり改定する（令第3条第2項関係）。

自動車の型式指定	1件につき 16万円
特定共通構造部の型式指定	1件につき 14万円
特定装置の型式指定	1件につき 8万円
特定改造等の許可	1件につき 7万円

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8年 3月 上旬  
施 行：令和 8年 4月 1日